

福島県復興祈念公園管理運営等検討業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、「福島県復興祈念公園管理運営等検討業務委託」において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

福島県復興祈念公園管理運営等検討業務委託

(2) 業務内容

別記「福島県復興祈念公園管理運営等検討業務委託仕様書」のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に提案内容を反映する。

(3) 履行期限

委託契約締結の日から令和7年3月19日まで

(4) 委託の上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格等

単体企業であり、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法上違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると思われる者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 法人格を有すること。

(6) 県税を滞納している者でないこと。

(7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

4 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県相双建設事務所（以下、「相双建設事務所」という。）のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

<URL> <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41370a/>

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限

令和6年2月19日（月）午後5時（必着）

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、後述の「書類の提出先及び問い合わせ先」あてに電子メールにより提出すること。送信後は電話にて着信確認をすること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和6年2月22日（木）までに相双建設事務所のホームページで公表する。

なお、質問者に対する個別の回答は行わない。

6 参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を電子メールにより提出すること。送信後は電話にて着信確認をすること。

(1) 提出期限

令和6年2月26日（月）午後5時（必着）

(2) その他

参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

7 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「6 参加表明書の提出」の手続きを行ったうえで、下記（3）の提出書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出期限までに後述の「書類の提出先及び問い合わせ先」あてに提出すること。

(1) 提出期限

令和6年3月6日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送

ア 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時とする。

イ 郵送の場合は、郵便書留により、提出期限内到着とする。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

※任意様式で日本産業規格A4版10頁以内（表紙は除く）し、以下の内容を含むこととする。

(ア) 業務実施方針

(イ) 工程表

(ウ) 各業務を進めるための具体的な手順と方法

a. 管理・運営計画の策定

b. サイン設計

c. 有識者ヒアリング及び検討会への対応

(エ) 業務を実施するうえでの課題と対策

(オ) その他、業務を効率的に遂行するための提案

イ 事業経費積算書（任意様式で日本産業規格A4版とする）

※事業経費の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること。

ウ 会社概要書（第3号様式）

※必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とする。

エ 業務実施体制書（第4号様式）

オ 業務実績（任意様式で日本産業規格A4版1枚とする）

※過去5カ年（平成30年度以降）における公園や都市空間の管理運営に関する検討や景観デザイン検討、施設設計等、本業務に類似する代表的な業務実績3件以内を対象とする。該当する業務の実施期間、発注元、業務名、業務内容、受注額等を記載すること。

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

8 留意事項

(1) 失格又は無効となる場合

ア 提出期限を過ぎて参加表明書や企画提案書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ 本実施要領に違反すると認められた場合

キ 別途設置するプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合

ク 前2（4）における委託の上限額を超える提案があった場合

- ケ 提出された実施体制書では業務の確実な遂行が困難と判断した場合
 - コ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数企画提案の禁止
- 参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。
- (3) 辞退
- 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 費用負担
- プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。
- (5) その他
- ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾・同意したものとみなす。
 - イ 提出された企画提案書等の内容変更、差し替え又は再提出は認めない。
 - ウ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。
 - エ 仕様書に定める業務の他、委託の上限額内で実施できる効果的な業務がある場合は、独自提案として具体的に提案すること。
 - オ 提出された企画提案書等は、返却しない。
 - カ 提出された企画提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とするが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、企画提案書の写しを作成し使用することができるものとする。

9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 選定方式

契約候補者（単独随意契約の予定者）の選定は、別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が行うものとする。

審査委員会は、提案書等の書面審査を行い、ヒアリング審査の対象者（上位4者以内）を選定する。契約候補者は、ヒアリング審査対象者の中から、書面審査及びヒアリング審査の結果を総合的に審査し選定する。

(2) ヒアリング審査

ア 日程（予定）

令和6年3月18日（月）

※都合により変更となる場合がある。

イ 場所（予定）

ウェブ会議形式とする。（詳細は別途通知する。）

ウ 方法

(ア) 提出された企画提案書の説明を受け、審査委員から質疑を行う。

(イ) 企画提案書の説明時間は15分以内とし、質疑は10分程度で実施する。

(ウ) 業務実施体制書に記載した者以外のヒアリング参加は認めない。

(エ) 説明に用いることができる資料は、提出された企画提案書のみとする。企画提案書をモニターに映す事は可とするが、提出した企画提案書と相違している場合には失格とする。

エ その他

ヒアリング審査対象者には、参集時間及び招待メールを別途通知する。また、ヒアリング審査の対象とならなかった者には別途その旨を通知する。

(3) 企画提案書の審査基準及び配点（100点）

審査項目	審査の視点	配点
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・説明が簡潔であり、理解しやすい構成となっているか ・目的及び業務内容が十分に理解されているか ・実施方針が的確であり、実現可能な提案となっているか ・業務における課題と対応が明確に示されているか ・業務を効率的に遂行するための提案が示されているか 	25
管理・運営計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・管理・運営計画策定に必要な検討事項が提示されているか ・提案内容が具体的であり、成果が期待できるものか 	20
サイン設計	<ul style="list-style-type: none"> ・サイン設計に必要な検討事項が提示されているか ・提案内容が具体的であり、成果が期待できるものか 	20
有識者ヒアリング 検討会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・資料・議事録作成における配慮事項や工夫が具体的に示されているか 	10
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の管理運営検討・デザインや施設設計等、本業務の実施に当たって求められる豊富な業務実績があるか 	10
工程・実施体制・実施 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の実施スケジュールが的確に設定されているか ・本業務を実施するために十分な人員体制が整えられているか ・業務実施に必要な経費が適切に見積もられているか 	15
合 計		100

- ・ヒアリング審査対象者については、参加者数を問わず、書面審査の得点合計が60点以上であることを条件とする。
- ・審査項目毎に平均点を算出する（小数第2位を四捨五入、小数第1位にまるめる）。

(4) ヒアリング審査の審査基準及び配点（30点）

審査項目	審査の視点	配点
専門性	企画提案書を的確に補完する説明内容となっており、専門性を十分に発揮できると認められるか。	10
取り組み姿勢	業務への取り組み意欲が強く感じられるか。	10
コミュニケーション力	質問に対する応答が明快かつ迅速か。	10
合 計		30

(5) 結果の通知等

審査結果は、全ての参加者に書面にて通知するとともに、契約締結後に相双建設事務所のホームページで公表する。

なお、契約候補者に選定されなかった者は、その通知の日から起算して2週間以内に、選定されなかった理由の説明を書面により求めることができる。

10 スケジュール

項目	日程
「質問書」の提出期限	令和6年2月19日（月）午後5時
「質問書」の回答（HP公表）	令和6年2月22日（木）
「参加表明書」の提出期限	令和6年2月26日（月）午後5時
「企画提案書」の提出期限	令和6年3月6日（水）午後5時
ヒアリング審査対象者の通知	令和6年3月13日（水）予定
ヒアリング審査	令和6年3月18日（月）予定
審査結果の通知	令和6年3月19日（火）以降
契約締結	令和6年4月上旬

11 契約手続等

(1) 契約手続き

選定した契約候補者と県の協議により、委託契約に係る仕様を確定し契約を締結する。
仕様の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案のとおりには反映されない場合もある。

契約金額は、上記の協議結果を踏まえた仕様書に基づき改めて見積書を徴取し決定する。
なお、契約候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点であった候補者と協議を行うものとする。

(2) 提案内容の担保

契約締結後、企画提案書等に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象となる。

12 書類の提出先及び問い合わせ先

〒975-0031 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地（南相馬合同庁舎 南庁舎2階）

福島県相双建設事務所 復旧・復興部 復興祈念公園・海岸課

電話番号：0244-26-1194 FAX：0244-26-1197

E-mail：sousou.ken@pref.fukushima.lg.jp